

定 款

兵機海運株式会社

兵機海運株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は兵機海運株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 海陸運送業並びにその取扱業
2. 内航海運業
3. 外航海運業
4. 港湾運送事業並びに港湾運送関連事業
5. 倉庫業
6. 通関業
7. 一般貨物自動車運送事業
8. 貨物利用運送事業
9. 船舶海運代理店業
10. 産業廃棄物収集運搬業
11. 貿易代行業務
12. 不動産の仲介及び賃貸業
13. 下記の物品の売買及び仲介並びに輸出入業
 - イ) 輸送具及び荷役機器並びに産業用機器類
 - ロ) 農林水産物及び食品類
 - ハ) 化学製品及びその半製品
14. 古物商
15. 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
16. 前各号の事業に附帯し又は関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を神戸市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、朝日新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、400万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集の時期と開催場所)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

株主総会は、本定款に定める本店の所在地またはこれに隣接する地において開催する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上

を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、11名以内とする。

前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議により解任する。

監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役および役付取締役の業務分掌)

第23条 取締役社長は、取締役会の決議に基づき会社を代表し業務を総理する。取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐し、会社日常業務の処理に当る。

取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い他の監査等委員でない取締役がその職務を代行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(業務の執行)

第28条 会社の業務執行は、取締役会がこれを決定する。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第31条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第1条 平成28年6月開催の第73回定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 定款第15条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

兵機海運株式会社
令和4年6月23日 改定

平成18年6月改正(会社法施行による刷新定款)

平成21年6月改正(事業目的の追加、電子公告の導入、株式電子化の対応)

平成23年6月改正(補欠監査役の選任効力を1年から4年に伸張)

平成24年6月改正(社外役員の責任限定)

平成26年6月改正(事業目的の追加)

平成27年6月改正(員数、取締役の責任限定、監査役の責任限定)

平成28年6月改正(監査等委員会設置会社移行に伴い、修正・新設・削除)

平成29年6月改正(株式併合のため、発行可能株式総数・単元株式数・附則の変更)

令和4年6月改正(電子提供措置に関する規定の新設・書面交付請求に係る記載事項の一部省略に関する規定の新設・現行のウェブ開示によるみなし提供規定の削除)